

## 反社会勢力の排除に関する注意事項

主催者様と催事スペース管理者は互いに相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証するものとする。

- 1 (1) 自ら、自らの役員・使用人・従業員等、親会社、子会社、または関連会社（以下総称して「対象者」という。）が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）のいずれにも該当しないこと。  
(2) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。  
前項のほか、主催者様と催事スペース管理者は互いに相手方に対し、対象者が直接・間接を問わず次の各号に定める行為を行わないこと及び今後行う予定がないことを表明し、保証するものとする。  
(3) 自らまたは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任を超えた不当な要求等の行為  
(4) 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為  
(5) 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本・資金の導入及び関係を構築する行為  
(6) 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為  
(7) 反社会的勢力が甲及び乙の経営に関与する行為
- 2 主催者様と催事スペース管理者は、相手方が前二項に違反していると合理的に判断したときは、違反した相手方に対し、何らの催告もなく、取引にかかる全ての契約を解除することができ、相手方はこれに対し何ら異議を申し立てないものとする。
- 3 主催者様と催事スペース管理者は、前項により解除された者が損害を被ったとしても、これを一切賠償する義務を負わないものとする。
- 4 主催者様と催事スペース管理者は相手方が第1項及び第2項に違反したことにより損害を被った場合、解除当事者はその損害を相手方に請求できるものとする。なお、解除当事者は解除された者が損害を被ったとしても、これを賠償する義務を負わないものとする。